

北上地区消防組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに
公布する。

平成23年2月17日

北上地区消防組合
管理者 北上市長

管理者署名

北上地区消防組合条例第1号

北上地区消防組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条
例

(別紙のとおり)

議案第 1 号

北上地区消防組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

北上地区消防組合一般職の職員の給与に関する条例（昭和49年北上地区消防組合条例第7号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(給料表)</p> <p>第 4 条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)、(2) [略]</p> <p><u>2 行政職給料表は、消防職給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。</u></p> <p><u>3 消防職給料表は、消防吏員（消防監の階級にある者を除く。）及び再任用職員（法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）に適用する。</u></p> <p>4 第1項の給料表（以下「給料表」という。）は、第26条に規定する職員には適用しない。</p> <p>5 [略]</p> <p>（初任給、昇格、昇給等の基準）</p> <p>第 5 条 任命権者は、行政組織に関する法令等の主旨に従い、並びに<u>第 4 条第 3 項の規定に基づく職務の分類に適合する</u>ように、かつ、予算の範囲内で職務の級の定数を設定し、又は改定することができる。</p> <p>2 ~ 10 [略]</p>	<p>(給料表等)</p> <p>第 4 条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、<u>その適用範囲は、当該給料表に定めるところによる。</u></p> <p>(1)、(2) [略]</p> <p>2 <u>前項の給料表</u>（以下「給料表」という。）は、第26条に規定する職員には適用しない。</p> <p>3 [略]</p> <p>（初任給、昇格、昇給等の基準）</p> <p>第 5 条 任命権者は、行政組織に関する法令等の主旨に従い、並びに職務の分類に適合するように、かつ、予算の範囲内で職務の級の定数を設定し、又は改定することができる。</p> <p>2 ~ 10 [略]</p>

11 再任用職員の給料月額は、消防職給料表の再任用職員の項に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

(期末手当)

第23条 [略]

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分150を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) [略]

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の65」と、「100分の150」とあるのは「100分の85」とする。

4 [略]

5 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上及び消防職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）に職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じ

11 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）の給料月額は、消防職給料表の再任用職員の項に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

(期末手当)

第23条 [略]

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分137.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) [略]

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の65」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の80」とする。

4 [略]

5 給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）に職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

て得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

6 [略]

(勤勉手当)

第24条 [略]

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が管理者の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に1.00分の70を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に1.00分の35を乗じて得た額の総額

3～5 [略]

別表第1 (第4条関係)

行政職給料表

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
[略]	円	円	円	円	円	円	円
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

6 [略]

(勤勉手当)

第24条 [略]

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が管理者の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に1.00分の67.5を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に1.00分の32.5を乗じて得た額の総額

3～5 [略]

別表第1 (第4条関係)

行政職給料表

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
[略]	円	円	円	円	円	円	円
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

備考 この表は、消防職給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第26条に規定する職員を除く。

別表第2 (第4条関係)

消防職給料表

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

備考 この表は、消防職員及び再任用職員に適用する。

附 則

1 ~ 7 [略]

別表第2 (第4条関係)

消防職給料表

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

備考 この表は、消防吏員（消防監の階級にある者を除く。）及び再任用職員に適用する。

附 則

1 ~ 7 [略]

8 平成23年4月から平成24年3月までの間における職員の給料月額（北上地区消防組一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年北上地区消防組条例第2号。以下この項において「平成18年改正給与条例」という。）附則第7項から第9項までの規定による給料を支給される職員にあつては、給料月額とこれらの規定による給料の額との合計額）は、第4条から第5条の2まで及び平成18年改正給与条例附則第7項から第9項までの規定にかかわらず、これらの規定に基づき定められる額から、当該額に100分の1.85を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減額した額とする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

平成23年2月17日提出

北上地区消防組合
管理者 北上市長 伊藤 彬

提案理由

国家公務員の給与改定に伴い、一般職の職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合を改定並びに条文の整理をするとともに、給料月額を減額しようとするものである。